

大阪医科薬科大学 知的財産管理委員会規程

(令和2年5月14日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学知的財産取扱規程（以下、「知財規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、大阪医科薬科大学知的財産管理委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運用について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、知財規程第2条に定めるところによる。

(委員会の審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審査、協議する。

- (1) 職務発明の審査に関する事項
- (2) 知的財産権の帰属に関する事項
- (3) 法人に帰属する知的財産権の保有の見直しに関する事項
- (4) 発明補償等の査定に関する事項
- (5) 発明者の異議申立に関する事項
- (6) この規程の改正及び運用に関すること。
- (7) その他、委員長が必要と認める事項

2 委員長は、前項各号の審査、協議結果を学長に報告し、学長は理事長の承認を得るものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 各学部長 3名
- (2) 産学官連携推進室長
- (3) 発明に係る専門知識を有する者で学長が指名する者 若干名
- (4) 総務部長
- (5) 発明に関する専門的事項について意見を聴くため、専門委員を置くことができる。
専門委員は、発明に関する学内外の専門家をもって充て、必要に応じて学長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 前条第1項第3号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号の委員の中から学長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(運 営)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は出席委員の過半数の同意をもって議決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学内・学外を問わず委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

5 直接の利害関係を有する委員は、当該審議に加わるできない。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、研究推進課において行う。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年8月4日から施行する。